

入札説明書

【総合評価落札方式】

業務名称：JICA 筑波公用車のリース契約(2019－2023 年度)

第 1	入札手続
第 2	仕様書
第 3	性能等証明書の作成要領
第 4	経費に係る留意点
第 5	契約書（案）
別添	様式集

2018 年 11 月 16 日
独立行政法人国際協力機構
筑波センター

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

(本方式の入札手続きのフローは、本章末尾の図「総合評価落札方式による入札の手続きフロー」を参照下さい。)

1. 公告

公告日 2018年11月16日(金)

2. 契約担当役

筑波センター 契約担当役 所長 高橋 政行

3. 競争に付する事項

- (1) 名称：JICA 筑波公用車のリース契約(2019-2023年度)
(一般競争入札(総合評価落札方式))
- (2) 仕様：「第2仕様書」のとおり
- (3) 納入期限：2019年3月15日
- (4) 賃貸借期間(予定)：2019年4月1日(車両登録日)から5年間
(複数年度契約)

4. 担当部署等

- (1) 入札手続き窓口
郵便番号 305-0074
茨城県つくば市高野台 3-6

独立行政法人国際協力機構 筑波センター

【電話】029-838-1111 【ファクシミリ】029-838-1119

(2) 書類授受・提出方法

- ・郵送等による場合：上記(1)あて
なお、簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限ります。
- ・持参の場合：同センター1階受付(フロント)
なお、フロントの開所時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時(午後0時30分から午後1時30分を除く)となります。

5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- (1) 公告日において平成 28・29・30 年度省庁統一資格の「役務等の提供」の「A」又は「B」または「C」の等級に格付けされ、営業品目として「賃貸借」及び「車両整備」を保持し、かつ関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。

ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構から資格審査（以下「簡易審査」といいます。）を受けることができます。（下記 6.(1)を参照ください。）

- (2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争に参加する資格がありません。

- (3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。

ア.競争参加資格確認申請書の提出期限までに上記規程に基づく資格停止期間（以下、「資格停止期間」という。）中の場合、本入札案件には参加できません。

イ.資格停止期間前に本入札案件への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札案件には参加できません。

ウ.資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

- (4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

- (5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア. 応札者の役員等（応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

6. 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 5. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

ア. 提出期限：2018 年 12 月 4 日（火）正午まで

イ. 提出場所：上記 4. 参照

ウ. 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は上記ア. 提出期限までに到着するものに限る）

エ. 提出書類：以下のカテゴリーのうち、各社の該当するカテゴリーにおいて求められる書類（以下、「資格確認書類」といいます。）を提出して下さい。

カテゴリー A: 当機構発行の整理番号を有している場合		
A-1	競争参加資格確認	様式集参照

	申請書	整理番号を記載してください。 有効期限が2019年3月31日の整理番号 (28から開始の7ケタの番号)
A-2	全カテゴリー共通 で必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通で必要な書 類】一式
カテゴリーB: 当機構発行の整理番号を有しておらず全省庁統一資格は有している場合		
B-1	競争参加資格確認申 請書	様式集参照
B-2	全省庁統一資格審査 結果通知書(写)	
B-3	情報シート	様式集参照
B-4 全カテゴリー共通で 必要な書類この表の下に記載の【全カテゴリー共通で必要な 書類】一式 カテゴリーC: 当機構発行の整理番号も全省庁統一資格も有していない場合 (上記5.(1)ただし書きに該当する者。)		
C-1	競争参加資格確認申 請書	様式集参照
C-2	簡易審査申請書	・様式集参照
C-3	登記事項証明書 (写)	・発行日から3ヶ月以内のもの ・法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」
C-4	納税証明書(その3 の 3)(写)	・発行日から3ヶ月以内のもの ・税務署にて発行の法人税と消費税及び地方消費 税に未納の税額がないことの証明書。納税義務が 免除されている場合でも発行されます。但し書き がある場合は、事情を確認することがあります。 その3の3以外の証明書(市区町村発行の「法人 事業税」等の納税証明書、納税時の領収書等、納 税証明書その1など)では受付できません。
C-5	財務諸表(写) ・設立して間もない 法 人で最初の決算を迎 えていない場合は提 出不要	・決算が確定した直近1ヶ年分 ・貸借対照表、損益計算書を含む。 ・法人名および決算期間の記載があるもの。
C-6	全カテゴリー共通で 必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通で必要な 書類】一式

【全カテゴリー共通で必要な書類】

- ・返信用封筒(長3号又は同等の大きさ。82円分の切手貼付。)
- ・下見積書(下記7.参照)

・必要に応じ、日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを証明する書類を提出いただく場合があります。

(2) 共同企業体、再委託について

ア.共同企業体の結成は認めません。

イ.再委託を認めません。

【定義】

〈共同企業体〉：複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体。

〈再委託〉：受注者が委託を受けた業務の全部又は一部を自ら行わず、第三者に外注してその実施を委ねることをいいます。なお、受注者が委託を受けた業務の実施に必要な物品、役務、資機材等を買入れ又は借入れたうえで、受注者の管理下で業務を実施することは、再委託に該当しません。

(3) 競争参加資格の確認の結果は文書をもって通知します。2018年12月10日(月)までに結果が通知されない場合は、上記4.にお問い合わせください。

(4) その他

ア. 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ. 82円分の切手を貼った長3号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住所・氏名を記載してください。

ウ. 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

エ. 一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。

オ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記4.を参照ください。

(5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面(様式は任意)により説明を求めることができます。

詳細は、18.(10)を参照下さい。

(6) 辞退理由書

競争参加資格有りの確認通知を受けた後に、技術提案書を提出されない場合には、辞退理由書の提出をお願いしております。詳細は、18.(12)を参照下さい。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。下見積書は2台分の合計金額とそれぞれの内訳を記載願います。

(1) 下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。

(2) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください(別添様式集、「下見積書」、「下見積もり積算表」も参照のこと)。

- (3) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (4) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合は、これにに応じていただきます。
- (5) 提出期限・提出方法：上記6.を参照ください。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) 仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。
 - ア. 提出期限：2018年12月3日（月）正午まで
 - イ. 提出先：上記4. 参照
 - ウ. 提出方法：電子メール
 - ・メールタイトルは以下のとおりとしてください
 - 【入札説明書への質問】：JICA 筑波公用車のリース契約（2019—2023年度年度）
 - ・宛先電子メールアドレス：jicatbic@jica.go.jp
 - ・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。
 - エ. 質問様式：別添「様式集」参照
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。
- (3) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。
 - ア. 2018年12月6日（木）午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。
 - 国際協力機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/index.html>）
 - 「調達情報」
 - 「公告・公示情報」
 - 「国内向け物品・役務等の調達」
 - <http://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2018.html>

イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 性能等証明書・入札書の提出

- (1) 提出期限：2018年12月19日（水）まで
- (2) 提出場所：上記4. 参照
- (3) 提出書類：

本入札では乗用自動車2台が対象となるので、下記入札書、性能等証明書ともにそれぞれ1台分ずつ作成のうえ、提出願います（別添 様式集 参照のこと）。

- ア. 性能等証明書（提出部数：正1部、写1部）（第3性能等証明書の作成要領等について）

イ. 入札書（厳封）（提出部数：正 1 通）

- ・ 11. に記載する入札執行日に開札する入札書を、長 3 号封筒に厳封の上、技術提案書と同時に提出下さい。同入札書は、機構にて厳封のまま入札執行日まで保管させていただきます。
- ・ 本入札書については、原則代理人を立てず、入札者の名称又は商号並びに代表者の氏名による入札書とし、社印又は代表者印を押印して下さい。
- ・ 日付は入札執行日としてください。
- ・ 入札書に記載する金額は、「第 2 仕様書」に対する総価（円）（消費税等額を除いた金額）として下さい。
- ・ 封筒に入れ、表に件名／社名を記入し、厳封のうえ提出してください。

ウ. 性能等証明書審査結果通知書返信用封筒（長 3 号。82 円分の切手貼付。）

（４）提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は上記(1)の提出期限までに到着するものに限り。）

（５）性能等証明書の記載事項

ア. 性能等証明書の作成にあたっては、「第 2 仕様書」、「第 3 性能等証明書の作成要領」を参照ください。

（６）その他

- ア. 一旦提出された性能証明書及び初回の入札書は、差し替え、変更又は取り消しはできません。
- イ. 開札日の前日までの間において、当機構から性能等証明書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- ウ. 性能等証明書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

（７）性能等証明書の無効

次の各号のいずれかに該当する性能等証明書は無効とします。

- ア. 提出期限後に提出されたとき。
- イ. 記名、押印がないとき。
- ウ. 同一提案者から内容が異なる提案が 2 通以上提出されたとき。
- エ. 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした性能等証明書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります）。
- オ. 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

10. 性能等証明書の審査結果の通知

（１）性能等証明書は、当機構において審査し、性能等証明書を提出した全者に対し、その結果を文書にて通知します。2018 年 12 月 28 日（金）までに結果が通知されない場合は、上記 4. にお問い合わせください。

性能等証明書の審査方法については、「14. 落札者の決定方法」を参照下さい。

（２）入札会には、性能等証明書の審査に合格した者しか参加できません。

(3) 性能等証明書の審査の結果、不合格の通知を受けた者は、機構に対して不合格となった理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。詳細は、18.(10)を参照下さい。

1 1. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

入札執行（入札会）にて、性能等証明書の審査に合格した者の提出した入札書を開札します。合格した者に対しては、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の入札執行（入札会）への参加を求めます。

(1) 日時：2019年1月7日（月）午後3時から

(2) 場所：茨城県つくば市高野台3-6

独立行政法人国際協力機構 筑波センター管理棟3階会議室

※入札会会場の開場時刻：開場は、入札会開始時刻の5分前となります。1階受付にて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。入札執行開始時刻に間に合わなかった者は入札会（入札執行）に参加できません。

※ただし、既に上記9.の規定に基づき提出されている入札書は有効とします。

(3) 必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。

ア. 委任状1通（別添様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）

イ. 入札書2通（再入札用）

（最大再入札回数2回。別添様式集参照。なお、初回分の入札書は性能等証明書と共に提出。）

イ. 印鑑、身分証明書

・ 代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。

・ 代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。

(4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、その場で再入札を実施します。

再入札に参加する（再入札に係る入札書を提出する）者は、上記の委任状により再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要となりますので、ご留意ください。

(5) その他

入札会場で書類を修正する必要が生じた場合に、以下の手続きが必要となりますので、ご留意ください。

・ 代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。

- ・代表権を有する者が参加の場合は、修正箇所、社印又は代表者印に代えて他人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、代表権者本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

12. 入札書

- (1) 初回の入札書を除き持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 第1回目の入札は、性能等と同時提出済みの入札書を開封します。
 - 11.に記載される「再入札」を行う場合、入札会当日持参した入札書をもって再入札いただくこととなります。
- (3) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めて下さい。
- (4) 再入札の入札書は、入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入の上、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。
 - ア. 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
 - イ. 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - ウ. 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
- (5) 入札価格は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格は提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札とみなします。
- (6) 入札価格の評価は、「第2仕様書」に対する総価（円）（消費税等額を除いた金額）をもって行います。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札金額とします。
- (8) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (9) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (10) 入札保証金は免除します。

13. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

14. 落札者の決定方法

「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成28年2月）」をもとに、総合評価落札方式により落札者を決定します。

(1) 評価項目

評価対象とする項目は、「第3性能等証明書の作成要領等について」による採点結果及び入札価格点です。

(2) 評価値

提案の内容を、以下あらかじめ定められた計算方法により提案内容を得点換算し、この得点と入札価格を比較した評価値を求めることによって、もっともコストパフォーマンスの優れた提案を採択します。具体的な評価値は、以下の方法で算定します(式1)。

入札評価点

$$\text{評価値} = \frac{\text{入札評価点}}{\text{入札価格}} \cdots \cdots \text{(式1)}$$

入札価格

なお、入札価格は 1万円を1点 に換算して算出します。

(3) 入札評価点

仕様書に記載された要求要件をすべて満たしている場合には、標準点（100点）を与えます。さらに、環境性能について標準案の状態を上回る部分に対して、標準点を基準として、評価に応じた加算点を加えるものとします。

具体的な入札評価点は、標準点と加算点の合計とします（式2）

$$\text{入札評価点} = \text{標準点} + \text{加算点} \cdots \cdots \text{(式2)}$$

(4) 標準点と加算点

上記の通り、要求要件（＝発注者が示す標準案の状態）を満足している場合の標準点を100点とします。

また、加算点については、行政目的、使用状況等を踏まえ、以下の通り設定します。

<input type="checkbox"/> 評価指標	燃費（燃料1リットル当たりの走行距離）
<input type="checkbox"/> 標準点	要求要件の水準を満たしている場合の得点
<input type="checkbox"/> 換算方法	評価指標を用いて最低限の要求要件を満足する状態を基準（標準点が付加されている状態）として環境性能の向上に応じて評価指標の数値に比例して加算点を与えます。

(5) 評価方法

ア. 計算方法

①標準点（「要求要件の水準を満たしている場合の得点」）は、仕様書に記載された要求要件をすべて満たしている場合に、100点を与えます。

②さらに、環境性能（燃費値）についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与えます。

加算点は、36点を満点（加算点は、50(加算点の満点)×5（リース期間）/7で計算し小数点以下を切り上げ）とし、入札者が提案する自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価します。具体的には、以下のとおりとします。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案者の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \cdots \text{(式 3)}$$

① ミニバンクラス

本式における加算点の設定指標は以下のとおりとする。

燃費基準値；11.9km/l（車両重量2101～2270kgの場合）の燃費基準値）

燃費目標値；18.4km/l（同クラスの市販車の最高レベルの燃費）

これを踏まえた本人札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとします。

$$\text{加算点} = 36 \times \frac{\text{提案者の燃費値} - 11.9}{18.4 - 11.9}$$

② コンパクトミニバンクラス

本式における加算点の設定指標は以下のとおりとする。

- 燃費基準値；19.0km/l（車両重量 1311～1420kg の場合）の燃費基準値）
- 燃費目標値；28.8km/l（同クラスの市販車の最高レベルの燃費）

これを踏まえた本人札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとします。

$$\text{加算点} = 36 \times \frac{\text{提案者の燃費値} - 19.0}{28.8 - 19.0}$$

なお、納入しようとする公用車は、仕様書に定める要求要件をすべて満たしていない場合を不合格とします。審査の結果不合格となった場合は、「10. 性能等証明書の審査結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

以下、評価値の算出を例示します。

標準点	:	100 点
加算点	:	上記算定方法にて計算●点 加算点 = ●点 標準点 (100 点) + 加算点 (●点)
入札評価点	:	入札評価点(標準点 (100 点) + 加算点 (●点))/入札価格、
評価値	:	なお入札価格は 1 万円を 1 点として算出します。

(6) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札価格を応札した者のうち、評価値が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき評価値の者が 2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

本件は 2 台を 1 本にしたリース契約とし、上記 14 (1) ～ (5) の評価に当たっては、その入札者毎に 2 台別々に行い、それぞれ入札価格を加味し、その評価額が一番高いところ 1 社と契約を行う。

15. 入札執行（入札会）手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札会参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は原則として各社 1 名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

イ. 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

ウ. 加算点の発表

入札事務担当者が、入札会に出席している社の加算点を発表します。

エ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が既に提出されている入札書の封を確認し、併せて、各出席者にも確認を求めた上で入札書を開封し、入札書の記載内容を確認します。

オ. 入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。

カ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。

キ. 落札者の発表等

入札執行者が予定価格を超えない全入札者を対象に、14.落札者の決定方法に記載する方法で評価値を算出し、読み上げます。結果、評価値が一番高い者を「落札者」として宣言します。

評価値を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定価格の制限に達した価格の入札がない場合（不調）は、入札執行者が「落札」または「不調」を発表します。

ク. 再度入札（再入札）

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

（2）再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

（3）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（4）不落随意契約

3回の入札でも落札者が決まらない場合、契約金額が予定価格（税込）を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

16. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

（1）落札者からは、入札金額内訳書（社印不要）の提出を頂きます（別添 様式集「入札金額内訳書」参照のこと）。

（2）「第5契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

（3）契約条件、条文については、契約書案を参照してください。なお、契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

17. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、

応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

（1）公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除きます。

ア.当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ.予定価格が次の基準額を超えない契約

①工事又は製造の請負の場合、250万円

②財産の買入れの場合、160万円

③物件の借入れの場合、80万円

④上記以外の場合、100万円

ウ.光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

（2）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア.当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等（※）として再就職していること
※役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ.当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア.当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ.契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ.契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

エ.一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内(72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内)に掲載することが義務付けられています。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

17-2.独立行政法人会計基準に基づく情報提供依頼の可能性について

当機構を含む全ての独立行政法人は、公的な資金の流れを対外的に説明する観点から、独立行政法人会計基準に基づき、適切に情報開示を行うことが求められています。

その一環として、年間の総収入に占める当機構との年間の取引高の割合が3分の1を超える公益法人等(公益法人等には、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含む。)については、一定の場合を除き、「関連公益法人等」として分類し、当機構との取引等の関係を財務諸表の附属明細書に掲載することと定められています。

この要請に適切に応えるため、取引高等の情報提供依頼を行う可能性がありますので、ご協力をお願いします。

なお、「関連公益法人等」として当機構の財務諸表に掲載されることは、当該法人の当機構との取引の割合や当該法人の役員に占める当機構役職員出身者の割合が一定以上に高いことを示すものであり、当該法人と当機構との間に資本を通じた関係があることを意味しているものではありません。また、当該法人の財務諸表作成において特別な処理が必要となるものではありません。

18. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を当機構ウェブサイト上で公表します。
- (4) 国際協力機構契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。
国際協力機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp/index.html>)
→「調達情報」
→「調達ガイドライン・様式」
→「規程」
→「契約事務取扱細則」
(<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000077.htm>)
- (5) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の性能等証明書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください
- (6) 性能等証明書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (7) 落札者の性能等証明書等については返却いたしません。また、落札者以外の性能等証明書については、2週間経過後に機構が適切な方法で処分（シュレッダー処理等）いたします。
なお、機構は、落札者以外の性能等証明書等にて提案されたものについて、同提案書作成者に無断で使用いたしません。
- (8) 性能等証明書で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書は、
入札会後2週間以内を目処に、未開封の状態のまま郵送にて返却いたします。
- (9) 性能等証明書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (10) 競争参加資格がないと認められた者、性能等証明書の審査の結果不合格の通知を受けた者、または入札会まで進み応札したものの落札に至らなかった者については、その理由について、以下のとおり書面により説明を求めることができます。また、希望者については、理由を説明する機会（面談形式）を設けさせていただきます。
 - ア. 提出期限：入札執行日から2週間以内まで
 - イ. 提出場所：上記4. 参照
 - ウ. 提出方法：提出場所へ郵送、ファクシミリ又は持参。
 - エ. 回答方法：書面により回答します。

(11) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知等を受けた後に入札会の参加されなかった場合、辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただく所存です。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

以上

図総合評価落札方式による入札の手続きフロー（入札公告以降）



